# 日本中央競馬会の令和二事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令 （令和二年政令第三十二号）

日本中央競馬会の令和二事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の政令で定める割合は、百分の百とする。

# 附　則

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

日本中央競馬会の平成三十事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める 政令（平成三十年政令第三十八号）は、廃止する。